

平成 30 年第 11 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 30 年 11 月 21 日、午前 10 時 30 分から、市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 30 年第 11 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
城所 正彦
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	大塚 広満
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 鈴木 奏子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 37 号議案
「平成 31 年度教育費予算要望書の提出について」
- (5) 日程第 5 第 38 号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (6) 日程第 6 第 39 号議案
「稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について」
- (7) 日程第 7 報告事項

教 育 長 ただいまから、平成30年第11回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。
前例に従いまして、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、澁谷委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、本日の議事の進行の都合により、日程第3 「教育行政報告」、日程第5第38号議案、日程第6 第39号議案、日程第7 報告事項を先に行い、その後、日程第4 第37号議案を行うことといたします。

それでは、日程第3 「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 平成30年11月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
3 平成30年度稲城市功労者表彰式について

学務課長 1 平成30年10月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成30年度 第3回 東京都市学事・保健・給食担当課長会について
3 児童・生徒数・学級数（平成30年11月1日現在）について
4 工事請負状況について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 学校訪問事業について
5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 成人式関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 8 放課後子ども教室参加状況について
 - 9 公民館主催事業の実施状況について
 - 10 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 11 平成30年度稲城市功労者表彰式について
 - 12 平成30年10月生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内体育施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 学校開放事業について
 - 5 体力づくり運動推進事業について
 - 6 東京ヴェルディ支援推進事業について
 - 7 その他について

- 学校給食課長
- 1 試食会について
 - 2 姉妹都市の取組みについて
 - 3 学校給食安全・衛生管理研修会について
 - 4 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
 - 5 東京オリンピック・パラリンピック関連講習会について
 - 6 学校給食野菜に関する圃場見学会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 図書館の利用状況(平成30年10月)について

教育長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第5 第38号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案件につきましては、教育長の秘書業務を明確にするため、稲城市教育委員会事務局処務規則を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長 38号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

改正の内容でございますが、こちらの別表4と、こちらのほうに各課、各係の所掌事務が列挙されているところがございます。そのうち、左側の新しいところの上から2番目の2の部分ですね。教育長の秘書に関することという項目を、今回追加いたしました。こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月から施行されておりました。本市におきましては、経過措置によりまして、加藤新教育長が就任した30年10月15日に、この新教育制度に移行しております。

新教育制度のもとでは、教育長は旧制度での教育委員長と教育長の役割を1本化した責任体制のもと、教育委員会を代表する職として、市長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職となりました。新制度における教育長は、市長・副市長と同様に特別職となりましたことによりまして、公務においては職員によるスケジュール管理、出張先への随行、あるいは出張における移動では公用車を利用するなどが基本となりました。このため、職員としましては、こちらのほうの秘書業務を強化する必要があるということです。このため、教育総務課、教育総務係において教育長の秘書業務を所掌事務の一つとして明確化する必要があるため、こちらの項目を追加したというものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。よろしいですか。

(なしの声あり)

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第38号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第6 第39号議案「稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日付で満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要がありますので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第20条の規定により、本案を提出するものです。

詳細につきましては、体育課長より説明いたします。体育課長。

体育課長 それでは、第39号議案「稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について」につきまして、概要の説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をご覧ください。

稲城市立公園に設置する体育施設の設置目的を、最も効果的に達成できる団体としまして、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団を、稲城市公の施設指定管理者選定委員会の審査を経て、選定しましたことから、引き続き平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものでございます。

施設の名称と所在地につきましては、次のページの表、及び議案概要説明書の表に記載のとおりでございます。指定管理者の指定につきましては、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団を特命としたいと考えております。特命の理由としましては、平成4年の開設以来、安定した運営を行っており、蓄積した運営実績や知識、ノウハウを保有していること、地域雇用や高齢者雇用など地域の活性化が期待できること、市民団体との連携に力を入れていること、災害時における臨機応変な対応ができる体制が整っていることなど、収益性を追求する民間企業とは異なり、公益性を重視したより一層市民サービスの向上を図ることのできる団体であると判断しまして、特命とするものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。澁谷委員。

澁谷委員 特命理由について、継続するというところで理解いたしました。確認ですが、もし、違う場合の不利益、マイナス面がありましたら、そちらもお聞かせいただければ、より、この特命理由がはっきりするのではないかと思います。

教 育 長 体育課長。

体育課長 実は、こちらのいなぎグリーンウェルネス財団につきましては、過去さまざまな議論がございました。以前、5年間の指定管理を行った後、平成22年の事業仕分けの中で、一度、廃止というような結果が出ると同時に、その、選定の仕方、それまでも特命だったのですが、選定の仕方を公募による選定に見直したほうがいいのではないかと、指定管理の委託の内容を明らかに明記されてなかったという部分もございまして、議会で、公募にすべきじゃないか、民間企業を入れるべきじゃないかというようなお話がありました。

稲城市としましては、民間企業にしますと、恐らく競争原理が働いて、利用料が安くなったり、さまざまなスポーツ教室等ができるといった利点もあるかと思いますが、やはり、公益財団法人ということで、今まで培ってきた、平成4年からずっともう安定した実績で運営がなされておりますし、あと、地域雇用、シルバー人材センターにお仕事を雇用したりとか、地域の雇用、高齢者の雇用であったり、多摩川緑地公園には野球場があり、台風がきたときに、鉄柱とか網を撤去するといった作業も財団が速やかにやっているといったことで、収益性を求めるよりは公益性での財団のほうが好ましいといったことで、特命といった形に市の方針として決定をしました。ただし、その特命にする条件としましては、より満足度の高い教室を行うと同時に、全くスポーツをやっていない人たち、市民の方にも、よりスポーツをやってもらえるような教室を開くとかといったことで、財団のほうも努力しておりますので、そんな形で特命として引き続き財団で5年間をお願いしたいということでございます。

教 育 長 よろしいですか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第39号議案「稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 「報告事項」です。本日の報告は1件です。「平成29年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」を指導課長より、説明をお願いいたします。指導課長。

指導課長 それでは、平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要につきまして、ご報告させていただきます。

本調査につきましては、児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査分析することにより、教育現場における生徒指導上の取り組みの、より一層の充実に資するとともに、本調査を通じて実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを趣旨といたしまして、文部科学省の実施している調査でございます。調査項目のうち、小・中学校を対象としております暴力行為・いじめ・長期欠席の3点につきましてご報告させていただきます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。1ページの暴力行為の状況の調査結果につきまして、ご説明申し上げます。

「暴力行為」につきましては、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の4形態に分けられます。平成29年度の暴力行為の合計発生件数につきましては、小学校で16件、中学校で9件でございます。市内の発生件数につきましては、平成28年度に比べて、中学は減少しておりますが、小学校の発生件数が増加している状況でございます。稲城市と全国の児童生徒1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、小学校・中学校のいずれにつきましても、稲城市の暴力行為の合計発生件数は全国の発生件数よりも少ないという結果でございました。

暴力行為の各形態の結果につきましてご説明申し上げます。対教師暴力につきましては、小学校は3件、中学校は2件でございます。対教師暴力につきましては、中学校は平成28年度と発生件数が変わらず、小学校は平成28年度よりも発生件数が減少している状況でございます。稲城市と全国の生徒1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、小・中学校ともに、稲城市の発生件数は全国の発生件数よりも少ないという結果でございます。

続きまして、生徒間暴力につきましては、小学校は5件、中学校は4件であり、平成28年度の発生件数と比較いたしまして、中学校は減少しておりますが、小学校は2件増えているという状況でございます。稲城市と全国の児童生徒1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、生徒間暴力につきましては、稲城市の発生件数は全国の発生件数よりも少ないという結果でございます。

2ページをご覧ください。対人暴力につきましては、小・中学校ともに発生件数は0件でございます。

次の器物損壊につきましては、小学校は8件、中学校は3件であり、平成28年度と比較いたしますと、特に小学校の発生件数が増加している状況がございます。また、稲城市と全国の生徒1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、稲城市の小学校の発生件数は全国の発生件数よりも多いという結果が見られ、課題が見られております。

暴力行為の発生件数につきましては、本市だけでなく全国的に小学校の発生

件数が増加しているという傾向がございます。

今後の対策といたしましては、道徳教育や人権教育などを通して引き続き命の大切さや人権尊重の精神、道徳性の育成、規範意識の醸成を図ることが大切であると捉えております。

続きまして、3ページをご覧ください。いじめの状況の調査結果につきましてご説明申し上げます。

平成29年度のいじめの認知件数につきましては、小学校は202件、中学校は38件でございます。平成28年度と比較いたしまして、小・中学校ともに認知件数は増加しております。この理由につきましては、学校現場におきまして、いじめの認知を否定的に捉えるのではなく、しっかりと認知して報告対応していくという考え方が広まったことにより、全国的に小・中学校ともに認知件数が増加傾向にあることが背景にございます。稲城市と全国の児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数を比較いたしますと、稲城市の認知件数は全国の認知件数よりも少ないという結果でございました。

いじめの現在の状況につきましては、小・中学校あわせて240件中、解消しているものが203件、解消に向けて取り組み中のものが、小・中学校合わせて37件でございます。なお、いじめに係る行為の解消につきましては、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間継続していることにより解消と判断することになっておりまして、この期間につきましては、少なくとも3カ月を目安とすると示されております。従いまして、発生から3カ月がたっていない事案につきましては、解消に向けて取り組み中に含まれることとなります。解消に向けて取り組み中の事案につきましては、学校の対応により現在いじめの行為につきましては、一定の解消は図られているとの報告を受けております。

続きまして、いじめの態様につきましては、稲城市では小・中学校ともに冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われるが最も多いという結果でございました。これにつきましては、全国の小・中学校の結果も同じように、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われるが最も多いという結果でございます。

次に、態様の件数として多いものとしたしましては、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりするでありまして、これも全国の小・中学校におきましても同様の傾向が見られます。

いじめの問題につきましては、いじめは絶対に許されない行為であり、また、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、日常的な未然防止の取り組みと、組織的な早期発見・早期解決の取り組みを一層推進することが大切であると認識しております。いじめ防止の取り組みといたしまして、本市におきましては、平成30年度、今年度より11月を稲城市立学校いじめ防止啓発月間と設定いたしました。全小中学

校におきまして、いじめ防止のための取り組みを重点的に推進しております。この、いじめ防止啓発月間を活用いたしまして、児童生徒のいじめ防止への意識の向上を図るとともに、いじめと疑われる事案につきましては、しっかりと認知するという教員の意識啓発につきましても引き続き学校を指導してまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。長期欠席の状況の調査結果につきましてもご説明を申し上げます。

長期欠席につきましては、平成29年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数につきましても調査したものでございます。平成29年度の長期欠席児童生徒数につきましては、小学校は48人、中学校は73人であり、そのうち、病気等を除いた不登校児童生徒数につきましては、小学校は31人、中学校は64人でございます。平成28年度と比較いたしまして、小・中学校ともに不登校児童生徒数が増加しているという状況でございます。不登校児童生徒数につきましては、本市だけでなく全国的に小・中学校ともに増加傾向にございます。稲城市と全国の児童生徒数における不登校児童生徒数の割合を比較いたしますと、小学校は全国の割合よりも若干高く、中学校は全国の割合よりも低いという結果でございました。

不登校への対応につきましては、児童生徒に登校渋り等の傾向が見えたときには、初期段階から組織的にきめ細かな支援を行い、長期化を防ぐよう引き続き学校を指導してまいります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室職員等の活用により、児童生徒及び保護者からの相談に対応するとともに、適応指導教室における学習支援や相談対応、学校復帰や進路選択に向けた支援の一層の充実を図ってまいります。

以上、平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要の報告とさせていただきます。

教育長 以上で、報告事項の説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 文科省に提出される際の、基本的な考え方について伺いたいと思います。各学校から報告、この調査の結果が、もとになっていると思いますけれど、それについては、一つ一つフィルターをかけて、確認をされて、これは指導課としてもいじめである、暴力行為であるなどの確認をされてから提出されているということで、よろしいでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 委員がおっしゃったとおり、指導課として報告が挙がってきたものについて

は内容を確認した上で、東京都に報告を挙げている状況でございます。

教育長 よろしいですか。城所委員。

城所委員 学校管理下、管理下以外という、この区分けを確認させてください。

教育長 指導課長。

指導課長 学校管理下につきましては、登下校を含めまして、学校が児童生徒の安全等を管理している状況において発生したものでございます。登下校あるいは学校内とか、学校の教育活動中にという場合がございます。学校管理下以外というのは、例えば、放課後、学校が児童生徒を管理していない状況で発生している暴力行為等を示しているものでございます。

城所委員 はい。わかりました。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 1点目が、いじめの認知件数ということで、平成29年度からは認知件数、平成28年度までは発生件数の表記になっているかと思えます。これは、平成29年度は積極的に認めていこうということで、発生件数ではなく認知件数に変わったという認識でよろしいですか。

2点目は、4ページの長期欠席の状況のところですか。中学生のところでは64名となっております。毎回、お訪ねしている学務課のところでお休みしている生徒がお1人いるかと思えます。この生徒は保護者に正当な理由がないということでの1名ということで、4ページの長期欠席者の不登校は、保護者に正当な理由があるので64名という考え方でよろしいでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 申しわけございません。まず、いじめの状況につきましては、こちら発生件数と書いてありますが全て認知件数の間違いで訂正をお願いいたします。

続きまして、不登校長期欠席の状況でございますが、今回、文部科学省の調査につきましては、「平成29年度間に連続又は断続して30日以上欠席したもの」を全て挙げるということになっておりますので、理由等につきましては、病気・経済的理由、あと不登校、その他というのは、病気・経済的理由・不登校、いずれにも該当しない理由ということで、例えば、保護者の教育に関する考え方、外国での長期滞在、連絡先不明になるのはその他に入るという状況で、30

日以上のもの全て挙げているのでこの数値になっているということでございます。

今泉委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 それでは、暴力行為の状況について、1点質問させてください。

先ほど、指導課長からのご説明の中に、全国と比較してというご説明が繰り返しございました。全国の比較という考えを、一旦横に置いた上で、本市の暴力行為の課題ということについて指導課としてどう考えていますか。特に具体的に伺いたいのが、小学校の器物損壊です。この発生件数8件となっています。この点を中心にどのように分析をされているか課題意識について、確認させてください。

教育長 指導課長。

指導課長 小学校の器物損壊の状況につきましては、この8件のうち、実は5件が落書きでございます。そのほかには、例えば、自動の水道を出しっ放しにしている状況にするとか、そういったものも含まれております。人目につかないところで何かしらほかの方に迷惑をかけるといった意味で、現状のものを違う状況にするという状況が生じているということでございます。

また、この器物損壊につきましては、特定の学校で多いという状況が見られますので、これにつきましては、指導課でも指導をしております。学校におきましても、この当該の児童につきましては指導しているところでございます。指導課といたしましては、子供たちが共同生活する場において、みんなが過ごしやすくするためにはどうしていけばいいか、そういう心を育てていくことが大切だと考えております。これにつきましては、日常的な道徳教育、人権教育を一層推進していくことが大切であると、学校にも指導しているところでございます。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 関連してよろしいでしょうか。今の器物損壊が特定の学校に多いというお話でした。例えば、その特定の学校に多いことを除いたときに、どのくらいになっているのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長　今回、器物損壊以外でも、暴力行為につきましては、報告が挙がっているのは小学校も中学校も広く遍満的になっていることではなくて、一部の学校から挙がっているという状況がございます。

教育長　ほかに。杉本委員。

杉本委員　それでは、いじめの状況について、質問させてください。
解消をしている、解消に向けて取り組んでいる、その他と選択肢がありますが、何をもって解消と指導課として確認されたか、この点についてお答えください。

教育長　指導課長。

指導課長　解消しているか、どうかということにつきましては、東京都や文科省から示されているものに基づきまして、被害者に対する心理的、または物理的な影響を与える行為が少なくとも3カ月以上を目安に止んでいることです。苦痛を感じていないことというのは、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないということ、教員が状況を確認した上で、これは、現在心身の苦痛を感じていないだろうと認めた場合に解消と判断をしております。

教育長　よろしいですか。杉本委員。

杉本委員　教員のいじめを認知する認知力というのが教員の資質としても非常に重要だという指摘も、全国的にされていると思います。そこの視点を踏まえて、いじめを認知したきっかけについて全体的な状況を教えてください。

教育長　指導課長。

指導課長　いじめの認知のきっかけにつきましては、小学校では、学校で発見した件数は74件、128件が本人や保護者からの訴えという状況でございます。また中学校で発見した件数は32件、本人や保護者からの訴えというのが6件という状況でございます。学校で発見したということにつきましては、アンケート調査など学校の取り組みにより発見したというのが、数としては多くなっております。小学校では74件中63件がアンケート調査、中学校では32件中27件がアンケート調査という結果でございます。それ以外は学級担任、その他教員、スクールカウンセラーによる発見ということで、報告が挙がっております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 意見です。子供たちや親が苦しんでいた結果、訴えられて初めてわかったということではなく、本来的にいじめというのは、学校のまずは教員がその目を確かにして、教員が、学校が気付くということにより、早期解決につながるものかと考えますので、そここのところご指導を引き続きよろしく願いいたします。

教 育 長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 質問です。1 ページ目の対教師暴力、生徒間暴力のところですが、それぞれ発生件数となっておりますが、これは、全員別々の子供たちでしょうか、同一人物でしょうか。もしわかれば教えてください。

教 育 長 指導課長。

指導課長 まず、対教師暴力につきましては、小学校は同一の児童が絡んでいる事案でございます。中学校につきましては、別の生徒による事案でございます。

生徒間暴力につきましては、小学校、中学校ともに全て別の児童生徒による事案でございます。

今泉委員 わかりました。引き続きよろしく願いいたします。

教 育 長 ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 では、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、日程第4 第37号議案「平成31年度教育費予算要望書の提出について」を議題といたします。

第37号議案は、予算案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

ここで昼食休憩といたします。

(昼食休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(※昼食休憩をするので全員退室)

(これより第37号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第37号議案の秘密会は終了)

教 育 長 再開いたします。

次に、第37号議案「平成31年度教育費補正要望書の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第37号議案は原案のとおり可決いたしました。ここで、本日、追加議案がございます。

日程第8 第40号議案「平成30年度教育費補正予算（第3号）について」の提出についてです。

第40号議案は、予算案件であることから秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認め、よって、第40号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第40号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第40号議案の秘密会は終了)

教 育 長 再開いたします。

これより、第40号議案「平成30年度教育費補正予算（第3号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

（午後4時15分閉会）